

国住指第4120号
平成31年3月20日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて
(技術的助言)

屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについては、平成12年3月31日付け建設省住指発第191号（以下「191号通知」という。）にて、平成12年3月時点において排水の性状及び特性からして、屎尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成29年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、下記のとおりとしましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれでは、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

さらに、本件は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室と協議済みであり、別添のとおり発出されていることを申し添えます。

記

1 屎尿と合併して処理することができる雑排水

1 日当たりの排出量が 50 立方メートル未満で、別紙に掲げる業種の施設からの雑排水については、昭和 55 年建設省告示第 1292 号第 1 及び第 6 から第 12 までにおいて雑排水として屎尿と合併して処理すること（以下「総合処理」という。）ができるものとする。

2 排水処理方法

- (1) 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定すること。また、別紙の留意事項に係るデータについても設計データにより確認すること。
- (2) 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等、雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設すること。

3 処理対象人員算定基準の適用について

処理対象人員の算定は、昭和 44 年建設省告示第 3184 号によること。

4 運用上の留意点

運用に当たっては、必要に応じて、各都道府県の浄化槽の保守点検及び清掃を担当する部局と連絡調整を図ること。

合併処理浄化槽への事業場雑排水の受け入れ可能な業種

産業分類	業 種	留意事項
091	畜産食料品製造業	①設計 BOD 負荷量を超えないこと。 ②BOD に対する N の割合が 5%程度であること。 ※5%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。 ③BOD に対する P の割合が 1%程度であること。 ※1%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。
093(123) 0931(1231) 0932(1232)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食 料品製造業 野菜缶詰・果物缶詰・農産保存 食料品製造業 野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記②、③と同様。
097(127) 0971(1271) 0972(1272) 0973(1273) 0974(1274)	パン・菓子製造業 パン製造業 生菓子製造業 ビスケット類・干菓子製造業 米菓製造業	
099(129) 0992(1293) 0993(1295) 0994(1296) 0996(1298)	その他の食料品製造業 めん類製造業 豆腐・油揚製造業 あん類製造業 そう(惣)菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記③と同様。
102	酒類製造業	上記①～③と同様。
589	その他の飲食料品小売業	上記②、③と同様。
1061	配合飼料製造業	

※産業分類：日本標準産業分類（平成 25 年 10 月発行）による。（）内は平成 10 年 2 月発行の番号を示す。

※太枠内は 191 号通知の業種に今回追加したもの。

事務連絡
平成31年3月20日

各都道府県建築主務課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課
課長補佐（動力・設備担当）

屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて

屎尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについては、平成31年3月20日付け国住指第4120号（以下「4120号通知」という。）にて、通知しているところですが、当該通知の取扱いについて、下記のとおりとします。

記

1 屎尿と合併して処理することができる雑排水に係る判断基準について
4120号通知では、以下の(1)～(5)を全て満たした場合、屎尿と合併して処理することができる雑排水として位置づけた。

(1) 有害物質等を含んでいないこと。

有害物質とは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1に掲げる28項目とし、その他同省令別表第2に掲げる15項目から生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量、燐含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）及び大腸菌群数を除いた項目とする。また、地域によって、これらとは別の項目について排水基準が定められている場合は、その項目もその他項目に含めるものとする。

(2) 凈化槽の衛生管理上支障が生じる種類の病原性微生物を含んでいないこと。

通常の生活排水に含まれていないと考えられる種類の病原性微生物、又は通常の病原性微生物であっても、浄化槽の衛生管理上支障があると考えられる量である場合とする。

(3) 排出水を含む浄化槽への流入生物化学的酸素要求量（BOD）負荷量^{*1}が設計許容範囲を超えていないこと^{*3}。

BOD 負荷量とは、BOD に水量を乗じた値である。当該数値について、流入水が各浄化槽の許容範囲を超えていないことを確認する。

(4) 排出水を含む浄化槽への流入窒素含有量 (N) が流入 BOD の 5%程度^{*2}であること。

(5) 排出水を含む浄化槽への流入磷含有量 (P) が流入 BOD の 1%程度^{*2}であること。

※1 浄化槽の BOD 負荷量とは、設計 BOD × 設計水量である。

※2 生物処理では、N、P の存在が不可欠のものであり、概ね BOD:N:P = 100:5:1 が推奨されている。

※3 大臣認定の場合は、認定仕様によること。

2 各業種について

既往の資料により整理をした各業種から排出される雑排水の水質データ（別添参考）について、屎尿と合併して処理することができる雑排水に該当することを 1 の判断基準に基づき整理した。

(1) 畜産食料品製造業

BOD の高い水を放流する事業場があったため、設計 BOD 負荷量を超えていないことを確認する必要がある。

また、N 又は P の BOD に対する割合が推奨されている値を大きく異なる^{*4} 事業場があったため、BOD との割合を確認する必要がある。

さらに、ノルマルヘキサン (n-Hex) 抽出物質含有量が 40mg/l を超える水を放流する事業場があったため、浄化槽に流入する前に処理を必要とする。

(2) 調味料製造業

N 又は P の BOD に対する割合が推奨されている値を大きく異なる^{*4} 事業場があったため、BOD との割合を確認する必要がある。

(3) 清涼飲料製造業

P の BOD に対する割合が推奨されている値を大きく異なる^{*4} 事業場があったため、BOD との割合を確認する必要がある。

(4) 酒類製造業

BOD の高い水を放流する事業場があったため、設計 BOD 負荷量を超えていないことを確認する必要がある。

また、N 又は P の BOD に対する割合が推奨されている値を大きく異なる^{*4} 事業場があったため、BOD との割合を確認する必要がある。

(5) その他の飲食料品小売業

N 又は P の BOD 対する割合が推奨されている値を大きく異なる^{※4}事業場があったため、BODとの割合を確認する必要がある。

また、n-Hex 抽出物含有量が 40mg/l を超える水を放流する事業場があつたため、浄化槽に流入する前に処理を必要とする。

(6) 配合飼料製造業

特に支障なし。

※4 ※2 に示す推奨されている値と大きく異なる範囲を、N/BOD は 2.5%未満又は 10%超、P/BOD は 0.5%未満又は 2%超の範囲として整理した。

3 その他

水質汚濁防止法の対象となる汚水等を排出する場合は、各浄化槽の性能を確認し、排出基準を満たすことを確認すること。

例えば、排出水を含む浄化槽への流入 n-Hex 抽出物質含有量が 40mg/l 以下^{※5}であること。

また、N に係る排水基準が定められている場合は、排出水を含む浄化槽への流入 BOD は流入 N の 3 倍以上^{※6}あることが望ましい。

※5 40mg/l を超える場合は、別途処理を必要とすることに留意すること。

※6 一般的に下水処理の脱窒では、BOD/N 比は 3 ~ 4 倍程度必要であるとされている。これを下回る場合は、メタノール等の有機物の添加が必要とされている。

各業種から排出される雑排水の水質データ

単位 : mg/l

業 種	生物化学的酸素要求量 (BOD)	窒素含有量 (N)	燐含有量 (P)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂含有量)
畜産食料品製造業	3 — 5,906	30 — 80	5 — 15	20 — 8,250
調味料製造業	40 — 3,500	26 — 150	2.68 — 60	1 — 5
清涼飲料製造業	1 — 581	0.41 — 25	0.021 — 10	1 — 32.8
酒類製造業	14 — 92,000	1.51 — 172	0.057 — 15	1 — 6.73
その他の食料品小売業	1.5 — 3,000	0.3 — 245	0.4 — 108	—
配合飼料製造業	20 — 400	—	—	—